

# 第2回

～企業が今から準備すること！～

# 消費税の軽減税率制度に備えるべき実務対応

**2019年10月開始!**

【主催】一般社団法人岳南法人会

社会保障・税の一体改革の下消費税及び地方消費税の税率は平成31年10月1日に現行の8%から10%に引き上げられます。また、これと同時に10%への税率引き上げに伴う低所得者への配慮から消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の下では、売り上げや仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があります。このような事務は、軽減税率の対象品目を扱う事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売り上げのない事業者や消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者に関係します。

今回のセミナーでは、制度の開始に伴い、最新情報や、実務対応の基礎知識などについてご説明いたします。

## ～セミナーのポイント

- 1 消費税の基本的な仕組み
- 2 軽減税率制度の概要
- 3 事業者における対応
- 4 区分記載請求書等保存方式
- 5 適格請求書等保存方式(インボイス方式)
- 6 軽減税率対策補助金

講師

富士税務署 法人課税第一部門  
上席国税調査官 高砂和義 氏

聴講無料

日時

平成30年12月11日(火)13:30～15:00

場所

富士商工会議所 4階 富士市瓜島町82番地

定員

50名 (先着順) ※1事業所2名様まで

申込

下記申込書にご記入の上、11月30日(金)までにFAXにてお申込み下さい。※用紙は切らずにこのまま送信してください。

## 「第2回 消費税の軽減税率制度に備えるべき実務対応」セミナー申込書

申込先 (一社)岳南法人会 TEL:0545-53-1253 FAX:0545-53-8019 12月11日開催

法人名		参加人数	人 ※1事業所2名様まで
住所			
電話番号		FAX番号	